

# 国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則

〔平成16年4月1日〕  
岡大規則第6号

改正 平成17年2月24日規則第2号

平成28年3月29日規則第14号

平成31年3月28日規則第13号

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大規則第1号。以下「管理学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

- 一 学長
- 二 理事（非常勤の者を除く。以下同じ。）
- 三 副学長
- 四 学部，研究科，研究所その他教育研究上の重要な組織の長のうち，評議会が定める者
- 五 その他評議会が定めるところにより学長が指名する職員

## (審議事項)

第3条 評議会が審議する岡山大学（以下「本学」という。）の教育研究に関する重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 中期目標についての意見（国立大学法人岡山大学が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項（管理学則第7条に定める経営協議会（以下単に「経営協議会」という。）の所掌に属するものを除く。）
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項（経営協議会の所掌に属するものを除く。）
- 三 管理学則，岡山大学学則（平成16年岡大規則第2号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大規則第3号）のうち，法人の経営に関する部分を除いた部分の改正に関する事項及びその他教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 教員人事の方針に関する事項
- 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
- 七 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 その他本学の教育研究に関する重要事項

## (会議の主宰及び議長)

第4条 学長は、評議会を主宰し、その議長となる。

(議案の提出)

第5条 評議会への議案の提出は、学長が行う。

2 評議員は、学長に対して議案の提出を請求することができる。

(開催)

第6条 評議会は、学長が招集し、開催する。

2 理事は、学長に対し評議会の開催を請求することができる。この場合において、学長が必要と認めたときは、学長は評議会を開催するものとする。

(会議の成立等)

第7条 評議会は、全評議員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(非常勤の理事、監事及び職員の出席)

第8条 非常勤の理事及び監事は、評議会に出席することができる。

2 評議会は、審議事項に関する説明又は意見を聴くために必要に応じて職員を出席させることができる。

(事務)

第9条 評議会に関する事務は、総務・企画部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、評議会の議事及び運営に関し、必要な事項は、評議会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。